

利用案内を必ずご確認ください！

富士山五合目自然解説申込書

富士山五合目自然解説利用案内に承諾し、富士山五合目自然解説を次のとおり申し込みます。

申込日		年 月 日			
申込者	フリガナ	団体 利用 場合	フリガナ		
	氏名 (又は団体名)		担当者名		
住所	〒		電話番号		
			FAX		
			E-mail		
			実施当日の連絡先 (当日必ず連絡が取れる連絡先を記入)		
			お名前	電話番号	
実施希望日時	年 月 日 () 曜日			時 分 ~ 時 分頃	
申込人数	人 (大人 人・子供 人)	参加者年齢	歳 (年生)	※ お子様がいる場合は、学年を教えてください。	

ご希望のコースにチェックしてください

- () A 登山道コース ▶ 五合目 - 泉ヶ滝 - 六合目 (目安時間: 2時間30分)
- () B 御中道コース ▶ 五合目 - 御中道 - 御庭 - 奥庭駐車場 (目安時間: 2時間30分)
- () C 奥庭コース ▶ 奥庭駐車場 - 奥庭山荘 - 奥庭展望台 (目安時間: 1時間30分)
- () D 五合目周辺コース ▶ 五合目ロータリー周辺 (目安時間: 30分)

希望所要時間 時間 分 ※上記の時間は、目安です。希望時間に合わせて実施します。

その他コースの折り返しを希望するなど希望がありましたら記入してください。

雨天の場合 ※室内レクチャーは行っていません。 () 解説を実施する () 解説をキャンセルする
() 時間を短縮して解説を実施する

富士山について知りたいこと
又は知っていること

自然解説への要望・留意点

富士山五合目の自然解説 () 今回がはじめて () 利用したことがある

自然解説はどのように
知ったか

その他連絡事項

申込・問い合わせ先	富士山五合目周辺公園利用協議会	受付 No.	受付印
(受付時間 午前 9時~午後5時)	TEL: 0555-22-3355 (5月~10月: 080-2279-3951) FAX: 0555-22-3218 E-Mail: shinrinbunka@onshirin.jp		

富士山五合目自然解説利用案内

富士山五合目自然解説（以下、「自然解説」といいます。）は、富士山五合目周辺公園利用協議会（以下、「本協議会」といいます。）が富士山五合目周辺の公園利用者に対するサービス向上に寄与することを目的として、無償で実施しています。自然解説を利用するにあたり、次の内容の確認をお願いします。

- 1 利用者は、個人又は学校団体等とし、営利目的とした旅行会社、企画会社等の利用はできません。
必ず個人又は学校団体等が窓口となって、申し込みを行ってください。
- 2 自然解説は、参加者 100 名を、自然解説員人数 7 名を上限として実施します。本協議会が自然解説員の人数を指定しますので、事前にグループ分けをお願いします。なお、利用者が自然解説員の指名や自然解説員の人数を指定することはできません。
- 3 富士山五合目は、標高が 2,305m ある特殊な環境です。低い気圧と薄い空気により高山病になる場合があることにご理解をお願いします。
- 4 参加者への安全確保に努めていますが、業務上、不慮の事態により事故や怪我が生じる可能性があることにご理解をお願いします。
- 5 富士山は活火山であり、噴火といった自然災害が起きる可能性があります。自然解説中に自然災害が発生した場合、本協議会は、一切の責任を負いかねます。
- 6 富士山五合目周辺は、麓と比べて気温が低く、天候も変わりやすいため、雨具（上下セパレート式の物）、帽子、手袋、防寒着、及び運動靴等の山を散策できる準備をしっかりとってきてください。なお、突風、落雷などといった危険があるため、傘の使用は、認めません。
- 7 雨天時等における自然解説実施の判断は、利用者にしていただきます。
- 8 予約時間に自然解説を実施しますので、予約時間前までに、トイレ、記念撮影等の準備を済ませてください。
- 9 自然解説員は、自然解説を業務としており、利用者の健康や行動に対して観察や指導は行うことはできません。利用者の健康や行動の管理は、利用者が責任をもって行ってください。
- 10 内容変更又はキャンセルについては、実施予定日 3 日前まではメール (shinrinbunka@onshirin.jp 受付時間 午前 9 時～午後 5 時)、それ以降は電話 (0555-22-3355 受付時間 午前 9 時～午後 5 時) のみで受け付けております。
- 11 (団体利用の皆様へ) 安全確保のため、1 グループごとに 1 名の引率の方が必ず同行してください。
- 12 (団体利用の皆様へ) 富士山五合目は、地理的な関係上、自然解説が実施できないことがあります。自然解説が実施できない場合のスケジュールの検討もお願いします。
- 13 自然解説を実施するにあたり、次の行為を禁止します。
(ア) 登山道又は遊歩道以外の場所に立ち入ること。
(イ) 他の公園利用者の行動を妨げる行為を行うこと。
(ウ) 自然公園法、文化財保護法といった各種法令に違反すること。
- 14 次にあげる場合は、自然解説を実施しない又は中止することがあります。このことにより発生した損失等について本協議会は、一切の責任を負いかねます。
(ア) 富士スバルラインの通行止めなど富士山五合目に行くことができない場合
(イ) 悪天候などにより本協議会が安全に自然解説を実施できないと判断した場合
(ウ) 利用者の服装等の準備が不足しており、自然解説実施に耐えられない場合
(エ) 前項の禁止行為があった場合